

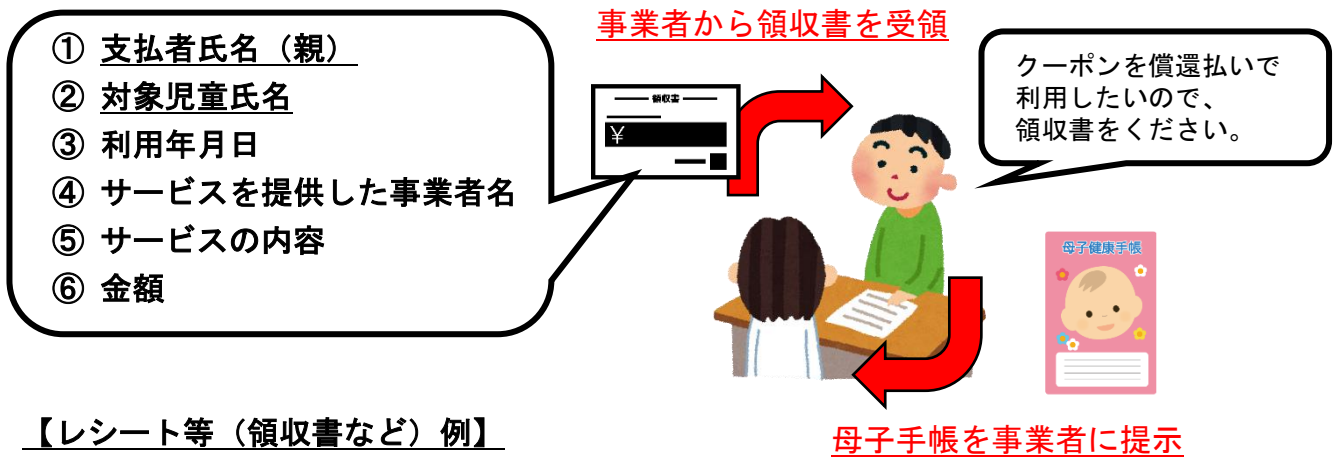
★償還払い（払い戻し）の流れ

Step1 サービスの提供を受ける

町が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、いったん料金を現金でお支払いください。

その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、クーポン対象児童の氏名が記載された母子手帳を提示した上で、

①～⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。



【レシート等（領収書など）例】

領 収 証

③ 利用年月
令和●●年●月●日

① 支払者氏名（親）
徳島 太郎 様
（徳島 次郎 様）

② 対象児童氏名

⑥ 金額（額面 500 円以上であることが必要）
¥ ●●, ●●●

⑤ サービスの内容
但 ファミリー・サポート・センター利用料
として上記正に領収いたしました。

●●ファミリー・サポート・センター
●●●● 領収印

④ サービスを提供した事業者名

①～⑥の記載がないときは、事業者に追記をお願いしてください。（手書き可）

※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

※ ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※ ※

医療機関における**任意予防接種**と**フッ化物塗布**については、
受付で申し出る必要はなく、**母子手帳の提示も必要ありません。**
また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば、
受付で交付される**通常の領収書**で償還払いを受けられます。

(※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談いただき、
リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。)

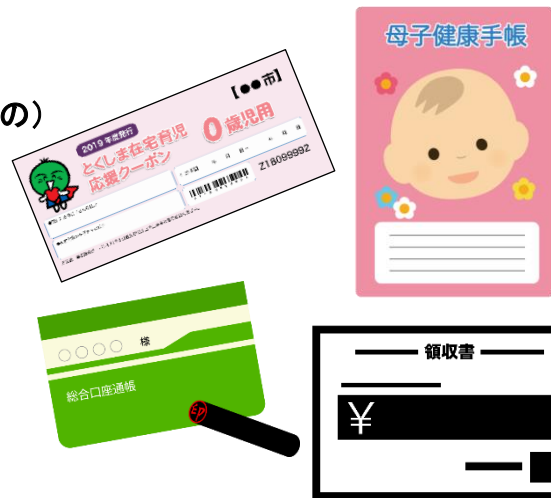


Step2 北島町での手続き

北島町でお渡しする「**とくしま在宅育児応援クーポン**」請求書に必要事項
を記載し、料金の償還払い請求を行います。
申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・申請者の本人確認書類（顔写真入りのもの）
- ・母子手帳
- ・通帳もしくはキャッシュカード

北島町 子育て支援課
電話：088-698-8909
受付時間 月～金曜日（祝日を除く）
8:30～17:15



※提出いただいた領収書の原本は
返却できませんのでご注意ください。

Step3 サービス利用料金の償還

請求書の内容を確認し、代金相当額のクーポンをいただき、いただいたクーポ
ンの額を払い戻します。
手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。
利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。